

かすみがうら市議会議員政治倫理審査会会議録

令和5年5月12日 午後 2時26分 開 会

出 席 委 員

委員長 矢 口 龍 人
副委員長 久 松 公 生
委 員 佐 藤 文 雄
委 員 岡 崎 勉
委 員 櫻 井 健 一

欠 席 委 員

な し

委 員 外 議 員

議 長 小座野 定 信

出 席 説 明 者

議 員 鈴 木 貞 行

出 席 書 記 名

議会事務局 局 長 金 子 俊 文
局長補佐 谷 中 博 文
係 長 折 本 尚 充

議 事 日 程

令和5年5月12日（金曜日）午後 2時26分 開 会

1. 開 会
2. 議長挨拶
3. 事 件
 - (1) かすみがうら市議会議員の政治倫理条例第3条第1項に違反する疑いに関すること
 - ・追加調査結果について
 - ・審査結果報告書（案）について
 - (2) その他
4. 閉 会

開 会 午後 2時26分

○矢口龍人委員長

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまからかすみがうら市議会議員政治倫理審査会を開会いたします。

あらかじめご報告申し上げます。

本日の会議には傍聴の申出がございます。かすみがうら市議会議員の政治倫理条例第6条第8項により、本審査会は公開といたします。

これより傍聴人の入室を認めます。

ここで暫時休憩といたします。 [午後 2時26分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時27分]

まず、会議に入る前に小座野議長からご挨拶をお願いいたします。

○小座野定信議長

続けてご苦労さまでございます。

開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、大変ご苦労さまでございます。

引き続き令和5年4月3日付で佐藤文雄議員から申出のありましたかすみがうら市議会議員の政治倫理条例に基づく調査につきましてご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日はご苦労さまでございます。

以上であります。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

次に、書記を指名いたします。

議会事務局、折本尚充君を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりでございます。

それでは早速、本日の日程事項に入ります。

引き続きかすみがうら市議会議員の政治倫理条例第3条第1項に違反する疑いに関することであります。

追加調査結果につきましてを議題といたします。

初めに、千葉大学への照会結果が届いておりますので、お目通し願います。

ただいまの件につきまして、何かございましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

これ回答では、個人情報で回答しないというふうに言っているんですが、その後に園芸別科の課程修了の事実を学歴として取り扱ってよいかとの問いについて、差し支えないと回答するというふうになっていますよね。これ以上のことは分からないんだと思いますが、差し支えないというのは非常に微妙な言い方なんじゃないかなと思うんですよね。これどういうふうに判断するかというのは非常に難しいんじゃないかなと思うんですが、いかがですかね。

いや、続けて。簡単に言うと、これ文科省あたりにね、ちゃんと問合せしないとイケなのかな。特にね、回答のところに学校教育法第91条に基づき、文科省の認可した教育機関であると、教育機関であることに間違いはないだろうと思うけれども、それが修了であったり、卒業であったり、いろいろ混乱を及ぼして、その最終学歴に当たるのかというのは明確にしていけないと思うんですよね。だから、最終学歴に当たりますと言っていないんだよね。差し支えないというふうに言っているから、混乱を及ぼすということと、それから、この学務係なんですよ。事務課の学務係の見解なんだよね。これいわゆる千葉大の見解というふうには見てとれないんで、この学務係でどこまで議論して、最終的な決定ということで、差し支えない。じゃ差し支えないというのは一体何なのかというのが非常に明確じゃないなというふうに思うんですよね。

そういう意味では、文科省あたりにね、問合せしたらいいんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがですかね。

○岡崎 勉委員

私の考えですけれども、千葉大という大学でやっている、全て教えていることはどんなことであっても、大学側としてはね、教育として認めているとは思いますが。だから、恐らく幾ら何回聞いてもこういうような答えになるのかなという。だから、差し支えないということは、そういうことじゃないんでしょうか。どうでしょうか。私はそういうふうに解釈しておりますけれども。

○佐藤文雄委員

これほら、教育、この前の資料あったよね、第91条ね。別科を設けることができるって、学校教育法に基づいて設置しましたと。それが基本的な教育機関であるということを認めていますよというのを理由にしているんだよね。だから、教育機関であることは間違いはないんだよね。だから、そこで教育機関であるのと、いわゆる学歴というのと非常に分かりにくいというのが一番のトラブルの原因じゃないかなと思うんだよね。だって、本人でさえね、卒業だったり、修了だったり、いろいろやっているでしょう。そこがね、やはり整理をしないと、今後、特にこれ石岡一高が多いんだよね。長男が大体みんな対象になって別科に行っているというのが今までの流れでやっていたんだよね。そうしたら、ちょっと調べたら、2017年にこの別科がなくなっているんだよね。つまりもう農業が衰退しているということなのかな。これ千葉大園芸学部別科の学生募集停止及び廃止について、これ廃止にされているんですよ。だから、もうなくなっているんだよね。

だから、こういう中身でね、これ学校の機関そのもの、だから、それがどうなのかというところがあるなというふうに思いますね。

○久松公生委員

今、佐藤委員の学校がなくなっちゃっているということではありますが、その当時の廃止という学校、もちろん高校、大学等でもそういった学校があるんだと思うんで、その当時の昭和何年度修了とか卒業なんで、そこはね、今ないから駄目だということじゃないと思うんで。それはいいのかと思います。

そしてもう一つ、この回答の中で、学歴として取り扱ってよいかの問いについては、これは千葉大は差し支えないと回答していますんで、これはもうそれ以上、それ以下でもないと思うんで、書いてもよいというふうに判断してもいいのかなと。この回答においてはですよ、そういうふうに私は感じます。

○矢口龍人委員長

先ほど佐藤委員からもお話がありました。文科省に問い合わせろというようなお話ですけれども、議長、どうでしょう、文科省に最終学歴としてみなすかどうかということ判断を委ねることについて。

○小座野定信議長

率直な意見を申し上げますと、確かに千葉大学の別科という部署があったと。その部署が確かに卒業と認めるのか認めないのか、その法的なところも必要かなとは思いますが、これ政治倫理審査会ということであれば、微妙なところだと思うんですが、正直ね、卒業と書いたことに対しては、これいけないというか、適切ではなかったというふうに思います。けれども、実際に行っていない学校に行ったと書いているわけじゃないですし、私個人的な考えですけれども、文科省まで問合せしなくてもいいんじゃないかと。

○矢口龍人委員長

そこを意見を聞かせていただければいいです。そんな難しく考えなくて。

ただですね、前回、鈴木貞行議員に来ていただいたときには、もう私は別科は使いませんと、適正ではなかったと、だから、もう私は石岡一高に今度は切り替えますというふうに本人が言ったんですよ、言ったでしょう。だから、小倉議員は俺は、別科だと、やっていたけれども、でも、鈴木さ貞行議員も反省した中にそういうふうなお言葉があったんで、やはり納得してくれたのかなというふうに私は思ったんですけども。今日もお見えなんでね、お話を聞けると思うんですけどもね。

○小座野定信議長

本人はもう十分に、そこまで言うのであれば、十二分にね、反省もしているし、今後、一議員として一生懸命やってくれるという気持ちに切り替わっているのかなというふうに私は思っています。

○佐藤文雄委員

結果的に文科省にね、議長のほうはさ、文科省に問合せしなくてもいいんじゃないか、今の現状のままでいいんじゃないかというふうな意見だったような感じなんで、特別、文科省に問合せするということはしなくてもいいかなというふうに思います。

○矢口龍人委員長

それでは、この議題につきましてはここで締めて、次に移りたいと思います。

次に、前回審査会におきまして、鈴木貞行議員の審査会での発言に対する訂正の申出がありましたので、これを許します。

鈴木貞行議員の入室を求めます。

ここで暫時休憩といたします。 [午後 2時39分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時39分]

発言を求めます。

○鈴木貞行議員

前回の審査会の中で、矢口委員長からのご質問がありました職歴に関してなんですが、ヤマト運輸、アオイ工業、日立建機、3つの職歴があるんですけども、全て正社員だったんですかという問いがあったんですが、そのときちょっと、ずっと前のことを考えていまして、大分頭が混乱していまして、全部正社員だということと言ってしまったんですが、日立建機は契約社員のままです。それだけです。それを訂正したいと思います。よろしくお願いします。

○矢口龍人委員長

これより質疑を行います。

○佐藤文雄委員

日立建機、その前のヤマト運輸とアオイ工業がありますよね。これは正社員だったんですか。

○鈴木貞行議員

そうです。

○佐藤文雄委員

日立建機の場合は契約社員ということですか。

○鈴木貞行議員

そうです。

○佐藤文雄委員

契約社員というのは、日立建機と直接契約しているんですか。

○鈴木貞行議員

そうです。

○佐藤文雄委員

日立建機と直接契約するというのはあるんですかね、今。契約書かなんかはございますか、日立建機との契約書は。

○鈴木貞行議員

現在ですか。日立建機のほうにはあると思います。

○佐藤文雄委員

持っていらっしやらないんですか。

○鈴木貞行議員

もう辞めてしまったんでね。日立建機のほうに問い合わせただければ分かると思います。

○佐藤文雄委員

問題はね、前にもちょっと私が言ったんだけど、学歴の問題が、ちょっと話をしたよね。

あのときに鈴木貞行議員が短大扱いだったんじゃないですかって言ったんだよね。ということになると、学歴は短大扱いだというふうになると、契約社員であっても正社員であっても、給与で、やはり差別化されると思うんだよね、高卒と短大卒とね。それでは、基本的には、契約社員であっても差別化されるんじゃないでしょうかね。そこら辺は分かりませんか、じゃね。調べるしかないか。

○鈴木貞行議員

日給月給だったんで。

○矢口龍人委員長

日給月給。

○小座野定信議長

会社によって、やはり考えとか、いや、高卒とかいうふうなこの規約というか規程があると思うんですよ、給与規程が。その規程が日立建機の場合にはどうなっているかということは、建機じゃないと分からないよね。

○佐藤文雄委員

じゃこれちょっと調べていただけませんか。いや、鈴木貞行議員が短大扱いだって言ったのは、この日立建機を抜いてですか。その正社員のアオイ工業とヤマト運輸のことだけだったんですか。いや、学歴のことで短大扱いだったというふうに、議事録でそんなふうになっているんですか。

○矢口龍人委員長

なっています。

○佐藤文雄委員

短大扱いだというふうにおっしゃったんですよ。つまり短大扱いというのは、給与は高卒よりも上なんだよね、基本的に。だから、日立であっても契約社員だったら違うんじゃないかなと思う。そこら辺は日立建機に問合せしたほうがいいかなと思うんですけども、いかがですか。

○鈴木貞行議員

2005年に入社したときに契約社員は日当幾らで月払いでということで契約してまして、その短大卒であるからとか、そういう話は一切ないです。あくまで、高卒であっても多分、大卒は別かもしれないですけども、そういうお話は全然面接のときもないし、契約のときもそういう話はないです。あくまで日給月給でずっといって、5年くらい前に国のほうの何か改正されて、月給制になったんです、一律の月給制。日給じゃなくて、一律の普通の月給制になったんです。

○佐藤文雄委員

日給月給はね、東京製綱もそうだったんですよ、現場の人たちは。みんな正社員なの。だから、別に日給月給だとか月給制だとかというのは関係ないですよ。ただ、学歴なんですよ。つまり今、高卒なのか短大卒なのかということで、短大扱いだったというのは、この日立建機に限っては、それは違うよということなんですね。

○鈴木貞行議員

はい。多分おっしゃるとおりだと思います。

○佐藤文雄委員

じゃこの契約社員の中身だけは確認できるかどうかというのは難しいですよ、個人情報なん

で。

○矢口龍人委員長

いいですか、私。

○久松公生副委員長

委員長を代わります。

○矢口龍人委員

鈴木貞行議員、公的年金記録を見れば分かりますよね。厚生年金だった期間がね、全て、ヤマト運輸もそうだし、アオイ工業もそうだし、日立建機もそうだし、ありますよね、年金記録。それ出していただけますか。厚生年金、入っているから、会社は当然。それは社会保険事務所へ行くとお出してくれますよ。だけれども、本人がね、年金手帳を持っているでしょうから、それを提出していただければ、これはもういやが応でも、もう要するに年金積んでいる人は全て出ていますから、国民年金でもなんでもね。ですから、はっきりさせられると思うので、契約書も何も要らないですよ、それがあればね。いいですか、それで。

○久松公生副委員長

今の矢口委員の話で、それでよろしいでしょうか。

○鈴木貞行議員

それをちょっと提出したいと思います。よろしくお願いします。

○久松公生副委員長

委員長を代わります。

○矢口龍人委員長

よろしくお願いします。

ほかにどうですか。

いいですか、またもう1回いいですか。

○久松公生副委員長

委員長を代わります。

○矢口龍人委員

ちょっと私ね、発言したいことがあるんですけども、3月の市議会におきまして、議員発議で議員の政治倫理条例案をね、慎重なる審議の中で全会一致ということで議決したわけでございます。もちろん鈴木貞行議員も条例の中身は十分に検討して賛成したものと私は理解しております。目的として、第1条の、この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者たる市議会議員が、市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な事項を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応え、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とすると。

第2条では、議員の責務として、議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにするよう努めなければならないとありますが、今どのようにお考えになっているかお聞かせいただきたいと思います。

○鈴木貞行議員

より一層襟を正して市民のために頑張っていきたいと思います。

○矢口龍人委員

私はね、何でこんなことを言うかという、この倫理条例というのは、私はそのぐらい重要なものだと思っていたんですよ。そうするとね、鈴木貞行議員は、分からなかったとか、私は気がつきませんでしたとか、審査会の答弁でも正社員ですって、契約社員なのに正社員ですって。こういうところが私は問題だと思うんですよ。議員ですからね、あなたは。公職なんですよ。だから倫理が必要なんですよ。

以上で終わります。交代します。

○久松公生副委員長

委員長を交代します。

○佐藤文雄委員

今、矢口委員長が言ったんですが、やはり選挙のときにね、前にも言ったと思うんですが、選ぶときに、特に補選なんかはかなり不特定多数の人ですから、学歴というのは非常に重い、それから職歴も、大手の会社、今言った日立建機という、今、契約社員と言いましたけれども、千葉大卒で日立建機に勤めていたという、これが非常にね、大きな実績というふうには有権者には映っちゃうんだよね。だから、そこがやはり問題だなというふうには思うんですよ。

そういうふうには捉えられませんか、いかがですか。

○鈴木貞行議員

契約社員といっても同じように仕事してましたし、契約社員だから、正社員だからという隔たりは自分は全然思っていないですよ。

○佐藤文雄委員

いや、私の質問はね、千葉大卒で大手の、いや、契約社員であれね、日立建機であれ同じなんです、そういう大手の企業と千葉大という学歴と職歴を連動して見ると、かなり有権者の判断基準の中では重要なポイントに、投票するときのそういうインセンティブというか、投票行動に表れてくるというふうには思いませんかという質問なんです。契約社員だとか、自分は同じ仕事をやっていたというのは、別にそんな職業の規制もありませんから。そのことを聞いたんです。いかがですか。

○鈴木貞行議員

確におっしゃるようにそれはあると思います。

○佐藤文雄委員

それとね、ちょっといいですか。この前もちょっと石岡市の例を言ったんだけど、今、石岡市の選挙が4月23日であって、そのとき、その前にこの審査会のときに、やはり同じように別科、農業だったかどうか、卒という人がいたんだよね。新聞には修了ってあって、広報には卒って書いてあったんですよ。この方は当選したんですね。次点になった人が、これはおかしいということで、選挙管理委員会に異議申立てをされたと、日にちはぎりぎりだ、1週間後なんで、28日だったかな。23日ですから、28日に異議申立てをやったらいいんですよ。その後の審査がどうなっているのかはちょっと分からないんですけども、逆にその方、次点になった方から私のほうに電話がありましてね、実を言うと知り合いだったんですよ、昔ね。知り合いだったんで、弁護士を紹介してくれないかって言われたんですよ。私、弁護士を紹介してあげました。

いずれにしても、石岡市の選挙管理委員会がどういうふうな結論を出すかというのも非常に大

きな要因になるかな、注視すべきかなというふうに思うんですが、そういうところを考えると、もうちょっと様子を見たらどうかと思うんですが、いかがですかね、委員長さん。

○矢口龍人委員長

私もその話は伺っていますので、推移を見守っていきたいということは思っております。ですから、ちょっと次回の日程については、またこの後、お話ししますけれども、またその時点で日程調整させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ご質問等がないようですので、これで鈴木貞行議員は退席をお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。 [午後 2時56分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時56分]

以上で本審査会として予定していた調査は終了となりますが、追加すべき調査等、ご意見がございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

次回はいつ頃を考えていらっしゃるのでしょうか。

○矢口龍人委員長

次回は、ですから、石岡市の推移を見守りたいし、これも1か月以内には結論が出ると思うので、できればその結論が出た後がいいかなというふうに思っているんですけども、いかがですか。ですから、日程については委員長に一任していただければというふうに思います。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、ここで前回までの調査報告書(案)の確認をいたします。

ここで暫時休憩といたします。 [午後 2時57分]

○矢口龍人委員長

では、会議を再開いたします。 [午後 3時04分]

それでは、ご意見、またお気づきの点がありましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、本日出されたご意見等も踏まえ、次回は改めて調査結果報告書(案)を確認いただきたいと思ひます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

そのほかに何かございますか。

[発言する者なし]

○矢口龍人委員長

それでは、以上でかすみがうら市議会議員政治倫理審査会を散会いたします。

以上です。ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時05分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議員政治倫理審査会

委員長 矢口龍人